

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第32号

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則

香川県税条例施行規則（昭和29年香川県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(個人の市町村民税に係る徴収金の徴収及び滞納処分の状況の通知)</p> <p>第20条 県税事務所の長は、法第48条第1項又は第2項 <u>(これらの規定を同条第8項において準用する場合を含む。)</u> の規定によって県の徴税吏員が個人の市町村民税に係る徴収金を徴収したときは第59号様式による個人別県市町村民税徴収状況通知書を翌月10日までに、同条第1項の一定の期間が経過したときは第60号様式による県市町村民税滞納処分状況通知書を遅滞なくその市町長に送付しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>(特別還付金の申請期間の起算日)</p> <p>9 条例<u>附則第47項</u>に規定する規則で定める日は、平成23年10月11日とする。</p>	<p>(個人の市町村民税に係る徴収金の徴収及び滞納処分の状況の通知)</p> <p>第20条 県税事務所の長は、法第48条第1項又は第2項の規定によって県の徴税吏員が個人の市町村民税に係る徴収金を徴収したときは第59号様式による個人別県市町村民税徴収状況通知書を翌月10日までに、同条第1項の一定の期間が経過したときは第60号様式による県市町村民税滞納処分状況通知書を遅滞なくその市町長に送付しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>(特別還付金の申請期間の起算日)</p> <p>9 条例<u>附則第51項</u>に規定する規則で定める日は、平成23年10月11日とする。</p>

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。